## 定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

令和2年1月10日

 石川県監査委員
 山 口 彦 衛

 同
 本 吉 淨 与

 同
 山 本 次 作

 同
 奥 村 豊 美

(別 紙)

石公委第113号 令和元年12月19日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

令和元年11月29日付け石監査第540号で提出のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を 講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	金沢西警察署	職員の交通事故防止対策として、朝礼等を利用して全署員に安全運転を指示するとともに、署員による検討会を実施し、安全運転に対する心構えや事故防止のために遵守すべき基本事項の再確認をきめ細かく行ったほか、同検討会で提案された事故防止方策を実施するなど、交通事故防止を自らの問題として捉えるための取組を徹底しました。また、交通事故を起こした職員及び運転経験の浅い職員を対象に、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であるという意識の徹底を図るとともに、全職員に対して指導・教養を継続して実施し、交通事故の絶無に努めます。

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	羽咋警察署	職員の交通事故防止対策として、安全運転指導員による安全運転講習の実施、事故防止についての署長通達の発出、朝礼の都度安全運転の徹底を指示等、全署員に対し交通事故防止対策の徹底を図りました。 また、交通事故を起こした職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の防止に努めます。